

政令第 号

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、景観法（平成十六年法律第百十号）及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市計画法施行令の一部改正）

第一条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七を第二十九条の八とし、第二十九条の四から第二十九条の六までを一条ずつ繰り下げ、

第二十九条の三の次に次の一条を加える。

（法第三十三条第五項の政令で定める基準）

第二十九条の四 法第三十三条第五項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 切土若しくは盛土によつて生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度に関する制限

を、良好な景観の形成を図るために必要な限度を超えない範囲で行うものであること。

二 切土又は盛土によつて生じる法の高さの最高限度に関する制限は、区域、目的、開発区域の規模又は予定建築物等の用途を限り、開発区域内の土地の地形に応じ、一・五メートルを超える範囲で行うものであること。

三 開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、三百平方メートルを超えない範囲で行うものであること。

四 木竹の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度に関する制限は、区域、目的、開発区域の規模又は予定建築物等の用途を限り、木竹の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積の開発区域の面積に対する割合が六十パーセントを超えない範囲で行うものであること。

2 前項第二号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「第六条」を「第三条から第五条まで(広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置

の禁止又は制限に係る部分に限る。」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正)

第三条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「上野市」を「伊賀市」に、「徳山市」を「周南市」に、「川内市」を「薩摩川内市」に改める。

第十一条の七中「第一条第四項第五号」を「第一条第四項第六号」に改め、同条を第十一条の九とする。

第十一条の六(見出しを含む。)中「第一条第四項第五号」を「第一条第四項第六号」に改め、同条を第十一条の八とする。

第十一条の五の次に次の二条を加える。

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業の基準)

第十一条の六 法第一条第四項第五号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地区画整理事業が

施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 既に市街地を形成している区域 次に掲げる基準

イ 施行地区の面積が〇・四ヘクタール以上であること。

ロ 街路等で幅員が六メートル（施行地区の面積が五ヘクタール以上の土地区画整理事業にあつては、八メートル）以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。

ハ 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント以上であること。

二 施行地区内の景観計画区域の面積が〇・一ヘクタール以上であること。

二一 その他の区域 次に掲げる基準

イ 施行地区の面積が五ヘクタール以上であること。

ロ 幅員が八メートル以上の街路等の新設又は変更に関する事業を含むこと。

ハ 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の二十二パーセント以上であること。

二 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占め、又は一以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成されること。

ホ 施行地区内の景観計画区域の面積が〇・一ヘクタール以上であること。

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第十一条の七 法第一条第四項第五号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理事業令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用の二分の一とする。

第十四条第五号中「第三号」を「第六号」に改める。

(都市緑地法施行令の一部改正)

第四条 都市緑地法施行令(昭和四十九年政令第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三十七号を第三十八号とし、第三十六号を第三十七号とし、第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の

## 保存に係る行為

第十一条中「第三十五条第八項」を「第三十五条第九項」に改める。

第十二条第一項中「第五項、第六項若しくは第八項」を「第六項、第七項若しくは第九項」に改める。

(構造改革特別区域法施行令の一部改正)

第五条 構造改革特別区域法施行令(平成十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

別表中「第九条」を「第八条」に改め、同表第一号中「第六条」を「第五条」に改め、同表第二号中「

第七条」を「第六条」に改める。

(都市公園法施行令の一部改正)

第六条 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号を次のように改める。

二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のいずれかに該当する建築物 百分の二十

イ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗

文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

（日本道路公団法施行令の一部改正）

第七条 日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十九 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二条第四項

（首都高速道路公団法施行令の一部改正）

第八条 首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十三号を第二十四号とし、第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十八 景観法（平成十六年法律第一百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項

（阪神高速道路公団法施行令の一部改正）

第九條 阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中第二十三号を第二十四号とし、第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十  
七号の次に次の一号を加える。

十八 景観法（平成十六年法律第一百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第十條 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二條の五第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 景観法（平成十六年法律第一百十号）第二十二條第一項及び第三十一條第一項の許可

第三條第一項第四号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 景観法第十六條第一項及び第二項、第二十二條第一項、第三十一條第一項、第四十一條、第八

十六條並びに第九十條第四項



(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第十一条 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十九号を第三十号とし、第二十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 景観法(平成十六年法律第百十号)第十六条第五項及び第六項並びに第二十二条第四項

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十二条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令(昭和四十一年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「(以下単に「指定都市」という。)」を削り、「その長」の下に「。次項を除き、以下同じ。」を加える。

第五条中「の各号」を削り、同条第六号中「掲げる屋外広告物」の下に「(屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)」を加え、同条八中「のために必要な」を「に關し必要な事項を表示する標識その他の」に改め、同条第九号ホ(3)中「(指定都市

においては、その長)」を削る。

第六条第一号二中(7)を(8)とし、(3)から(6)までを(4)から(7)までとし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な建築物

第六条第四号八中(9)を(10)とし、(3)から(8)までを(4)から(9)までとし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な工作物

第六条第六号八(1)中「(7)まで」を「(8)まで」に改める。

第六条第八号口中「一ヘクタール」の下に「（人工林が相当部分を占める森林で、府県知事が歴史的風土を維持保存する上で必要と認めて指定するものにあつては、一ヘクタールを超え五ヘクタール以下の範囲内で府県知事が指定する面積）」を加える。

本則に次の一条を加える。

（国庫補助金の額）

第十一条 法第十四条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する施設

の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

(首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正)

第十三条 首都圏近郊緑地保全法施行令(昭和四十二年政令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 景観法(平成十六年法律第一百号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令(昭和四十三年政令第九号)の一部を次のように改正する。

第七条中第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 景観法(平成十六年法律第一百号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の

保存に係る行為

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第十五条 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第二十三号を第二十四号とし、第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 景観法(平成十六年法律第一百号)第十六条第五項及び第六項並びに第二十二条第四項

(本州四国連絡橋公団法施行令の一部改正)

第十六条 本州四国連絡橋公団法施行令(昭和四十五年政令第二百九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十七号を第二十八号とし、第二十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 景観法(平成十六年法律第一百号)第十六条第五項及び第六項並びに第二十二条第四項

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正)

第十七条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第九条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第十八条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二条第四項

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第十九条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 景観法（平成十六年法律第百十号）第二十二条第一項及び第三十一条第一項の許可

（日本郵政公社法施行令の一部改正）

第二十条 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中第四十五号を第四十六号とし、第四十一号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第二十一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第二十五号を第二十六号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第二十二條 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七條第一項中第二十五号を第二十六号とし、第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ

、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二条第四項

（独立行政法人緑資源機構法施行令の一部改正）

第二十三条 独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項に次の一号を加える。

十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二条第四項

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第二十四条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中第六十一号を第六十二号とし、第四十八号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二条第四項

（独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第二十五条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

二十二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二条第四項

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第二十六条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第四十号を第四十一号とし、第三十三号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二条第四項

（独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令の一部改正）

第二十七条 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）の一部を次のように改正する。



第十六条に次の一号を加える。

六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項

（独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正）

第二十八条 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第二十九条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第三十條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項に次の一号を加える。

十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項

（国土交通省組織令の一部改正）

第三十一條 国土交通省組織令（平成十二年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中第二十七号を第二十八号とし、第十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定による良好な景観の形成に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第七條第二項中「前項第二十四号」を「前項第二十五号」に改める。

第八十七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 景観法の規定による良好な景観の形成に関すること（他局並びに下水道部及び公園緑地課の所掌に属するものを除く。）。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

### （屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第七条第二項又は第四項の規定により都道府県知事が除却し、又は除却させた広告物又は広告物を掲出する物件については、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条の規定による改正後の屋外広告物法第八条の規定は、適用しない。

## 理由

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を開発許可の基準として条例で定めるための基準、都市開発資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業の基準を定める等関係政令の規定を整備する等の必要があるからである。